

神戸市看護大学大学院学則の一部を改正する学則をここに公布する

2022年6月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第2号

神戸市看護大学大学院学則（2019年4月学則第2号）の一部を改正する学則

(改正前)	(改正後)
<p>(博士後期課程の修了要件)</p> <p>第20条 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、博士後期課程授業科目について<u>20単位</u>以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に3年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学位)</p> <p>第21条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>2</u> 略</p>	<p style="text-align: right;"><u>16単位</u></p> <p><u>2</u> 前項に定めるもののほか、本大学院を退学後に本大学院に博士論文の審査申請をし、当該審査に合格した者に対し、博士（看護学）の学位を授与する。</p> <p><u>3</u></p>

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。